

農林漁業成長産業化ファンドがより使いやすくなりました！！

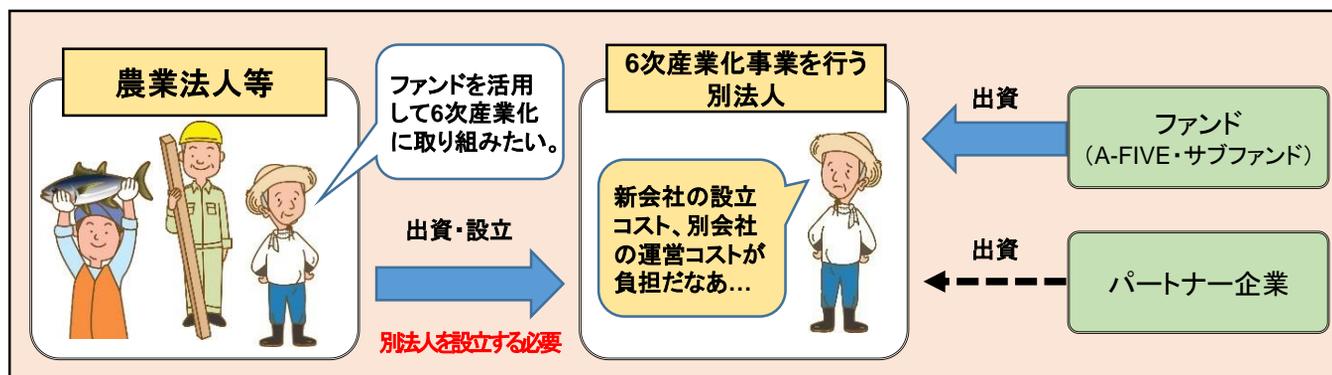
～農業法人等への直接的な出資が可能に～

農林水産省食料産業局
産業連携課ファンド室

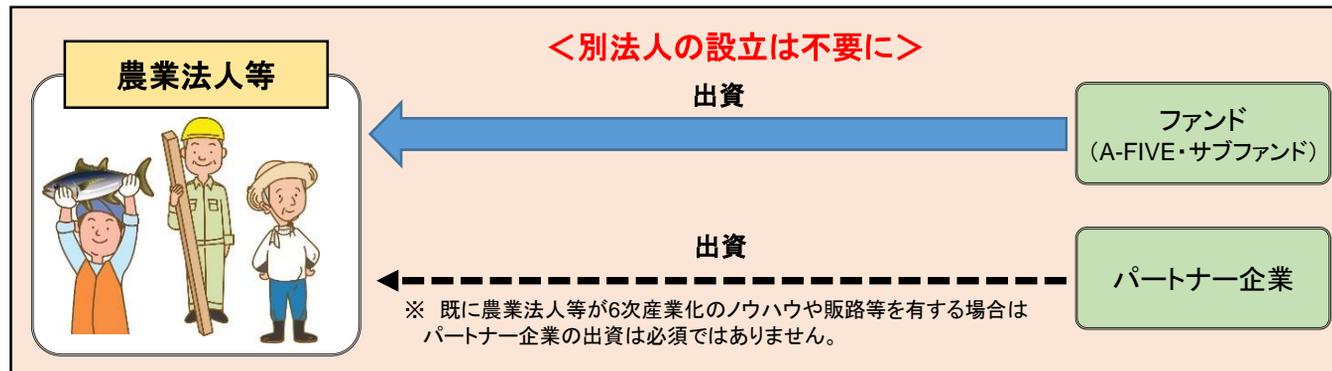
1 制度改正の概要

- 従来、農林漁業成長産業化ファンドの出資を受ける場合、農林漁業を行う法人(以下「農業法人等」という。)とは別に、6次産業化事業を行う別法人を新たに設立することが必要でした。
- 今般、本年5月31日付けで支援基準(農林水産省告示)が改正され、農業法人等が6次産業化に取り組む場合、当該農業法人等に対して直接的な出資を行うことが可能となりました。
- これにより、農林漁業者の皆様にとって、ファンドがより使いやすく、身近なものとなりました。

【これまでの仕組み】



【新たに追加された農業法人等への直接的な出資】



<農業法人等への直接出資活用のメリット>

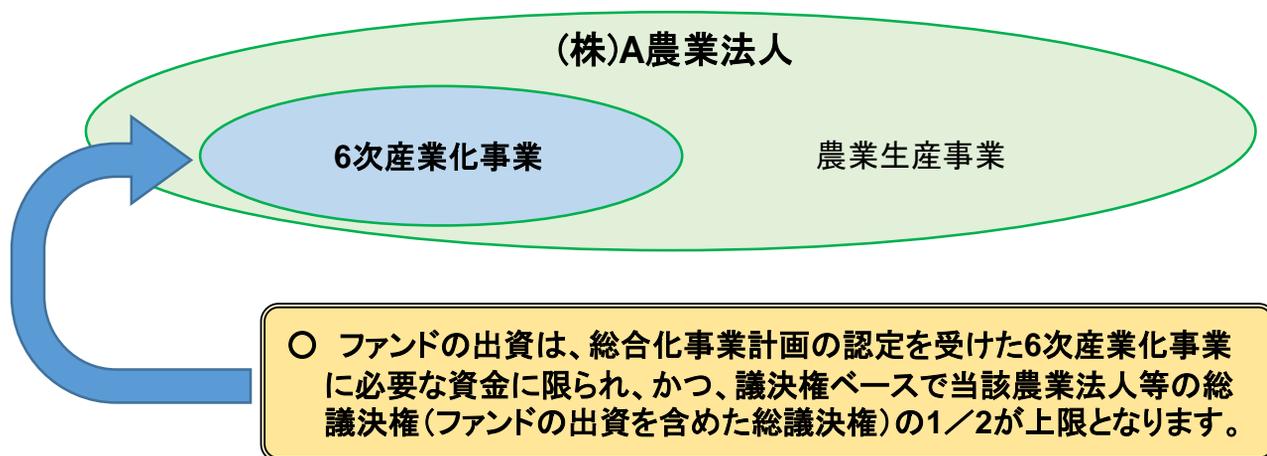
- 既存の農業法人等が直接的に出資を受けることができるため、別法人の設立費用や、別法人を運営するために追加的に生ずる運営コスト等の負担がなくなります。
- 同一経営体の中で、農林漁業の生産活動に併せて6次産業化事業を行うことで、一体的な経営管理や、リスク分散による経営安定を図ることが可能になります。
- 既存法人への直接出資となるため、農林漁業者側が新たに追加出資を行うことは必須ではありません。

2 具体的な出資要件等

- ファンドの出資を受けるためには、農業法人等が六次産業化・地産地消法※に基づく総合化事業計画の認定を受けていただくことが必要です。
- ファンドは、総合化事業計画の認定を受けた6次産業化事業に必要な資金について、出資等により支援を行います。(ファンドの出資割合は、原則として、議決権ベースで当該農業法人等の総議決権(ファンドの出資を含めた総議決権)の1/2以下となります。)
- また、異業種分野の企業が農林水産業に参入している場合も、ファンドの出資対象となります。

※ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

【ファンドによる出資割合等（例）】



<その他>

- 6次産業化事業に必要な農林漁業の生産活動(1次産業)についても、ファンドの出資対象となる場合があります。(ただし、このうち、農業法人が行う生産活動については、農業法人投資育成事業の出資対象とすることが基本となります。)
- 総合化事業計画の認定を受けるためには、自ら生産した農林水産物及びその副産物を活用した6次産業化の取組であることが必要です。(自ら生産した農林水産物と合わせて、他の農林漁業者等が生産した農林水産物を活用することも可能です。)
- 事業を継続的に行っていく上でも、農林漁業の生産活動と6次産業化事業を合わせた事業全体で収益性が確保できる事業計画を立てることが必要です。また、そのためには、パートナー企業の資本参加等により、2次産業・3次産業分野のノウハウの取得や、販路の確保等に努めることが必要です。
- 民間金融機関や日本政策金融公庫等の融資の活用や、これらの金融機関を通じてパートナー企業の紹介を受けること、販路の開拓等に努めることも必要です。

※ 具体的な出資の決定に当たっては、A-FIVE又は各サブファンドにおいて、事業の実現可能性、収益性等に係る審査が行われることとなります。

【ファンドの制度等のお問い合わせ】

農林水産省食料産業局産業連携課ファンド室 (電話)03-6744-2076

【具体的な出資等の相談】

A-FIVE(統括部) (電話)050-3797-0154 ※各地域に所在するサブファンドへの直接の相談も可能です。